

## 講演①

### 「ガイドライン策定後の評価に向き合う（ガイドラインは策定されたけれども…）」

打越綾子氏 成城大学法学部 教授

みなさん初めまして。私は成城大学の打越と申します。今日は多頭飼育対策ガイドライン策定後の評価に向き合うということで、検討会を座長として率いてきた立場として、この1年間たくさんの声が寄せられている、そのご意見に耳を傾け、そして今改めて策定の経緯についてみなさんと一緒に振り返っていきたいと思います。よろしくお願いたします。

まず始めに、既に環境省の野村室長からお話がありましたが、多頭飼育対策ガイドラインについて概要をお話ししておきます。これがその表紙なのですが、正式名称は「人、動物、地域に向き合う」、この3つに向き合う多頭飼育対策ガイドラインとなっております、ブリーダーとかペットショップではなくて、一般市民による過剰なペット飼育による様々な悪影響について背景と対応策をまとめた冊子です。背景に関しては飼い主の経済的困窮や社会的孤立が複雑に絡み合っている。そして対応策をまとめた方では、その飼い主と動物の問題を同時に考える、そのためには社会福祉等の他分野の多機関連携が必要であるというメッセージを発している、そういう冊子になっています。

さて、策定から1年間のうちに、私や環境省のところには様々なご意見が届いています。まずありがたいことに、ガイドライン策定への賛同とか評価のお声を紹介していきたいと思えます。「うちの自治体では、福祉関係者と連携したり、情報共有を始めています」、「福祉関係者が飼い主を説得してくれて、みんなの役割分担まで説明してくれた」、「一般市の担当者が身近なところで動き出してくれるようになった」、「うちの行政が多頭飼育対策の補助金を出す仕組みを今考えてくれているのです」、「飼い主に憤る、それだけではダメで、支援が必要だと自分も考えるようになった」、そんなお声です。

他方、不満とかため息とかクレームにも近いような様々な悲鳴のお声も届いています。まず自治体の動物愛護管理行政の担当職員さんからは「連携といってもボランティアが動物のことしか考えていない」、「福祉関係者のことはわかったのだけれども、その厚みの前に輪の中に入れない」、「不適正飼養の個人のために、行政が公的資金を用いてそんなに頑張っているのか、許されるのか?」、「他の業務も多数あるのに獣医師職員は不足している。対応できるわけがない」、「殺処分ゼロという圧力が強くて、多頭飼育者のところの犬や猫の保護・譲渡なんてとてもじゃないけれどできない」、そんな声がいくつも聞こえてきます。

また、動物愛護、レスキューをしているボランティアさんからも、「行政の担当職員の姿勢が結局変わらない」、「福祉関係者が動物のことを理解してくれていない」、「動物救護や不妊去勢手術がボランティアの負担・持ち出しになっている」、「担当者によって温度差がある」、「ガイドラインが作られても、私たちの現場の苦労は報われない」、そういった嘆き

の声もたくさん届いています。

それから更に、動物関係の専門家やその専門家の主張を受けた SNS 等を見ていると、「アニマルホーダー、動物を溜め込む人からは、所有権を剥奪する仕組みを作るべきだ!」、「多頭飼育は虐待でしょ。警察に通報して、検察に告発を進めるべきだ!」、「必ず再発するから飼育禁止命令の仕組みを作るべきだ!」、そんな声も聞こえてきます。

こうやって様々なご意見に耳を傾けてみますと、地道に成果を出し始める自治体もあって、本当に頑張ってくださいているなど思うのですけれども、多機関・多職種連携どころか、嘆きや不満による不協和音の自治体もあるということが本当に良く伝わってきております。常識で考えてみれば、ガイドラインを1冊作れば世の中が変わるというわけではないのはわかっている、そうやって書いていらっしゃる方々もみんな本当はわかっているとは思いますが、それでもなおこれだけ苦しいというお声が出てくるというのは、やはり多頭飼育問題が難しい課題であるからこそだと思っております。

とはいえ、多機関・多職種連携を進めていくために、今、共通認識を関係者の間で作っていくために、ガイドラインの策定とは何だったのかということをご一緒して考えてみたいのです。このガイドラインの策定というのは、ガイドラインの冊子そのものだけではなく、例えば全国の事例調査とか検討会の議論の流れ、それをメディアが報じてくれた数年間のプロセスも、冊子を作るからこそこのプロセスがあったわけですし、策定後環境省と厚生労働省による全国の通知があったということも大事です。冊子とプロセスと通知とセットでこの経緯を振り返ってみたいと思います。

検討会設置に至る経緯をみなさんと考えたいと思います。検討会での議論が始まる以前の状況はどうだったかと言いますと、近隣からクレームの電話がかかってくる、まずは保健所の動物愛護管理行政の担当者だけで、時に担当者1人で孤立して悩む。どうしたら良いかわからないから、不謹慎とはいえ当事者が入院してくれないかだろうかとか、どこの県でもよいから違う県に転居していついてくれないかとか、あと1、2年待てば自分の人事異動なのだけれどと手を合わせるような気持ちで行政職員が苦悩するという状況であったと思います。その結果、問題は先送りされる、動物の数は増える、近隣住民は騒音や悪臭に悩んでギスギスした地域社会になる。現地に担当者が指導に行くと、住民から嫌味とか非難をされる、「何をやっているのだ、保健所は。」と言われてつらい思いをして帰ってくる。それでも結局、立入検査はできない。何かの事情で立入検査ができる、入れることになったとなると、糞尿だらけ、ものすごい悪臭で、糞の上に段ボールを敷いて糞の上に段ボールを敷いてとミルフィーユ状態となっている、どこでもそう。中には動物の死体や人獣共通感染症が発生するような案件もある。

こうなると多頭飼育崩壊状態がメディアで報じられる。その自治体への非難が集まって全国区レベルで炎上してクレーム、電話やメールが入ってくる。全国にも似たような事案があるはずなのに、何でうちの自治体で、そして何故自分が担当の時にこんなことになるのだろうと、担当者は涙ながらに対処する。そしてレスキューのためにボランテ

ィア団体が必死に活動してくださるのですが、コストと労力で疲労するばかり。こういった状態が10年、20年続いてきたと思います。

この難しい多頭飼育問題が環境省の本格的な政策課題になるまで、検討会の立ち上げに至るまでには長い年月がありました。もちろん、環境省の担当職員さんたちはこの問題が深刻だというのはみんな理解してくれていたのですが、人事異動を超えて組織としての正式な課題として認められるのには10年20年かかっています。更に歴史を振り返ってみますと、1990年代から2000年代の始めくらいから、各地で大規模な犬の多頭飼育崩壊が露呈するようになってきました。特定の自治体の名前を出すとその県に申し訳ないと思ったので資料には入れていないのですけれども、数百頭の犬の多頭飼育崩壊が露呈したのはこの時期です。ちなみに当時、猫の問題というのは、猫は外飼い猫、野良猫が多かったのですね、今から20年くらい前。そうすると問題になるのは餌やり問題、公園で餌をやっている人がいる、野良猫が子猫を産んでそれが保健所に持ち込まれて殺処分が多いという問題はありました。けれども、猫の多頭飼育崩壊という話は当時は実はあまりなかった。むしろ犬には登録や狂犬病予防接種の義務があるので飼い主が明確であったということと、当時ペットブームと言われてブリーダー等への業者が多数いた。でも、その対応が当時の法律制度ですとほぼ野放し状態だったのですね。だから犬の多頭飼育から議論が始まっています。

多頭飼育問題は飼い主との対話が難しいということで2011年、「人と動物の関係学会」で本格的なシンポジウムが行われています。この時には飼い主の心理特性に踏み込んで、精神科医による報告もありました。学会の冊子には議事録が出ています。非常にボリュームがある本格的なシンポジウムでした。しかし当時ちょうど動物愛護管理法の改正論議が行われていたのですが、多頭飼育問題は主要議題にはなりません。動物取扱業をまず規制強化するということがメインの話題であったのと、猫等、犬も含めて自治体でどんどん引き取って殺処分しているのは問題だと、むしろ自治体は安易に引き受けるべきでは無いという論調が強かったのですね。更に東日本大震災と原発事故の発生によってペットの置き去り事案等も起きました。こうしたこともあって、やはり主要議題になかなかならなかったのです。

果たして2012年、動物愛護管理法が改正された時に、メインとなったのはやはり動物取扱業者への規制強化と自治体の引き取り拒否条項でした。動物愛護管理法35条、「自治体は持ってこられた犬や猫を引取らねばならない」となっているのですが、ブリーダー等が繰り返し反省もないまま行政に持ち込む場合には、引き取りを拒否してよいという条項が入ったのであります。こうやって殺処分を減らしていくべきだという議論にこの頃さらに火がついていきます。それが2014年に発表された「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」というものです。犬や猫の殺処分を減らしたい、そのために数多くの政治家やあるいはタレントさんが名を連ねて、多くの人々の期待を背負って発進したプロジェクトでありました。この頃私はこのプロジェクトの裏方、実務のサポート、推進とそれから

フォローアップのための検討の委員のような立場になっているのですけれども、その時から実は心配していたのは、このプロジェクトを通じて殺処分をゼロにしたいと一般の方々がスローガンとして掲げるということは良くあるところなのですけれども、言われた行政の側から見るとすごくビックリする、「ゼロにするって!？」という状況でした。他方、法律では引取りが拒否できると書かれているわけです。この2つを組み合わせると、放っておくと町中に犬や猫が滞留する、これが多頭飼育のジレンマになるのではないかということが当時から懸念されていて、私はそういったことのフォローアップのために関わるようになったのです。

果たしてそれから3、4年経ったところで、自治体からの悩みの声が拡大していきました。ペットを家の中で飼う室内飼育が定着する中、外での猫の餌やり問題というのは下火になってきたのですが、建物の中で猫が多頭飼育状態になっているという問題が急速に拡大してきてきたのです。こうした中、環境省の自治体の研修会で、多頭飼育問題について各自治体どう対応していますか、グループワークで話し合おうというメニューも出てきたのですが、ただし次の動物愛護管理法改正が迫っていて、そこの法改正においては他の話題がメインでした。この中で覚えていらっしゃる方はいっぱいいらっしゃると思うのですけれども、まず週齢規制ですね。ブリーダーのところから子犬、子猫を引き離すのは7週齢か8週齢か、これでたくさんの署名が集まる。それからブリーダーとかペットショップでの飼養基準ですね。1頭あたりの面積、スペースどうするのかとか、繁殖制限どうかけるのか、これもたくさんの署名や意見が届くようになる。そして虐待への罰則への強化というのも議論され、これらがメインになっていきました。考えてみれば、多頭飼育問題というのはより複雑な課題であって、行政が公権力で、法律で規制することで解決できる問題とは限らないのですよね。

ただ、やっぱりこの問題への対応が難しいという声がたくさん寄せられる中で、2018年に入った頃から環境省が本格的に多頭飼育問題に着手するようになります。まず自治体の担当者同士による多頭飼育問題の懇談会を開催してくれました。40人くらいの自治体の担当者が集まって、どんな対応策をしているか議論する場でした。それから特定の自治体の名前なので資料には載せておりませんが、某県で当時の福祉部長さんが、「多頭飼育問題は動物の問題と飼い主のメンタリティの問題とセットで考える必要がある」と声を上げてくれて、動物部門、福祉部門が連携する勉強会をしてくれました。これがとても充実した意見交換だったので、実はこれが大きなターニングポイントになって今の全国の福祉関係者との連携が進む、そういうキッカケになっていきます。更に全国動物管理関係事業所協議会の全国大会、大阪大会。これは全国の動物愛護管理行政の担当者が一堂に会する協議会なのですけれども、ここで多頭飼育問題が基調講演の議題となりました。スライドの左側の写真が懇談会、右側の写真が全国大会の写真で、全国大会の方は200人近い行政職員さんがみんなで話を聞くということになりました。ここに環境省と厚生労働省の担当者も同席していて、さあそれでは、多頭飼育対策の検討会を環境省の側で設置しようという

ことが決定したのであります。

さて、設置するとなったら、社会福祉施策との連携が大事だということは言われていましたので、これに向けて環境省は厚生労働省さんと実は裏方で本当に熱心に交渉を始めてくれました。出てきた議論としては、まずは福祉関係者の理解と協力を得るには人間の支援が大切という価値観を、私たちが本気で向き合っていけるのか。動物管理行政というのはどうしても動物に目が向く政策です。でも福祉行政というのは人の支援をするための政策です。価値観が違うのを擦り合わせていけるのかということを考えねばならなくなりました。また社会福祉制度というのは本当にたくさん法律があり、また専門職種、資格もたくさんあります。それらを正確に理解していなければ連携もできないわけです。また福祉関係者の知見や苦勞というのを環境省、あるいは動物行政に関わる側が理解していく責務も発生していきます。福祉関係者、例えば生活保護のケースワーカーと言われる担当者は地域の中で100世帯も受け持っていたりするのですね。100世帯、1軒1軒住所地を見て、住宅を回って、見守りや指導をしていかなければいけない。本当に足が棒になるような仕事で、しかも行った先で自殺とか暴力とか児童虐待とか心中等と隣り合わせの緊張感がある仕事なのですよね。こういった問題を私たちの側が理解しなければ福祉との連携は難しいと、そういうことをまざまざと感じていくことになるのです。

でもそうやって環境省と厚生労働省が頑張ってくれた結果、2019年2月衆議院の予算委員会で当時の環境大臣と厚生労働省の大臣官房審議官が足並みを揃えて、飼い主の経済的困窮であるとか認知症といった問題とセットで多頭飼育問題を考えていくと答弁してくれる、そういう形になりました。これをもって、厚生労働省と環境省の連携がようやく実現することになったのです。「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に対する検討会」が立ち上がったわけです。

さて、多頭飼育対策の検討会が立ち上がったところで、ガイドラインの策定プロセスはどうであったかと言いますと、1番最初に着手したのは全国の多頭飼育事例調査の設計・実施・解析についてでした。実は多頭飼育対策って政策立案の前提が成立していなかったと言っても良いような状況であったのですね。と言うのは、散発的に起きる特定の事例を想定したイメージ論とか批判論が先行していたので、それは思い込みかなとか偏見ではないと言われるリスクがずっとありました。また自治体の担当者は各地で情報を集めている、相談対応をしているわけですが、それらの情報というのは現場での断片的な情報なのです。たまたま担当者が気がついた、意識した、あるいは記録に残した情報しかないのです。集めてみると、もしかしたらもっと他の要素があるかもしれないということがわからないのです。また、個別事例に基づく情報というのは扱いが難しいのです。例えば1つの事例が、母親がこういう病気で息子がこういう状態であって、建物はこういう状態でなんてことが記録に入っているわけですが、そういったものを公表すると場合によってはあの人のことかもとか、自分のことかもという風に感づかれてしまうかもしれない。だから公表しにくい特殊事情も多く、個人情報保護の観点が必要になってくるのです。

ね。そのため、それまでの状態では政策立案というのができない状況でした。

これを何とか全国的な数値データで、数量解析とか類型化をできないかというのが検討会の最初の仕事になったのです。そこで全国調査のためのアンケートの設計と解析の裏方作業が始まりました。単に事例を集めるのではなくて、あらかじめチェック項目を定めて、それを5段階評価してもらおうという手法について何度も検討することになりました。具体的にはこのような感じです。飼い主の生活の環境とか飼い主の体の状態とか言動であるとか、あるいは動物の飼育の状況とか衛生状態について100項目近くをこちらが先に挙げておく。挙げておいたものについてチェックしてもらおうというやり方を取ったのです。ちなみにこういう設計に当時の環境省の担当者は慣れていなくて、あまり環境省ではこういうやり方をしたことがなかったようで、こんなアンケート調査はできるのだろうかという随分いろいろな議論を裏でしましたけれども、何度も何時間も話し合う中でこういった調査を自治体のみなさんに協力をお願いすることになったのです。

この結果、全国で385事例、そのデータの単純集計と、細かい自由記述も書いていただいたものが300ページに及ぶ情報量となりました。その中には飼い主の特徴、年齢や性別とか貧困、言動や生活状況とか、あるいは飼育されている動物の状態であるとか、あるいは家族、親戚、近隣、行政、ボランティアとの関係性であるとか、そういったものを一気にチェックしてもらったデータが集まってきたのです。そこで因子分析という多数の項目から全体の傾向を抽出する解析手法を用いることができました。この結果、多頭飼育者に該当する7つの因子が出てきたのですね。不衛生、認知機能や身体能力の低下による自立生活の困難さ、貧困、周辺への暴力、動物への固執。そして公的サービス、福祉であるとか介護であるとかそういったサービスを拒否して引きこもってしまっている。そしてアルコール等への依存と、この7つの因子です。全部該当するとは限らないのですが、いくつか該当するということが見えてきたのですね。

このうち1番の不衛生とか、5番の動物への固執というのは多頭飼育問題を知っている人であればみんな誰もが知っていることであつたと思います。しかし認知機能や身体能力の低下による自立の困難とか貧困とか、公的なサービスの拒否というのは福祉政策の本丸の議題なのですけれども、これらが印象論ではなく社会科学的なデータとして明示されたというのは大きいことでした。今このデータがあるから環境省も厚生労働省も全国の自治体も自信をもって問題に向き合うことができるのですね。そうでなければ偏見や思い込みと言われて議論が停滞してしまつたと思うのです。そのためこの調査というのは非常に大きな意味を持っていたと思います。

これらのデータや結果をベースに検討会でも様々な議論をしました。ごく一部ですけれども紹介していきますと、予防と早期発見の強調、問題が大きくなってからの対応では一層困難になるというメッセージを積極的に出し、また飼い主の孤立感とかアフターフォローをどうするか。動物を取り上げて多頭飼育状態が解消したら終わりではない、動物の問題ではなくて地域の課題として位置づけないとたぶん解決しないとか。他方で毅然とした

対応も必要だという注意喚起も行いました。やっぱり暴力とか暴言のリスクがあるから、こういう対応をしてから現場に行くとか、あるいは動物の所有権を譲渡してもらったけれど、あとになって「本当はうちで飼いつけたかった」と被害者意識を募らせる飼い主もいるので、事前にこういった手続きを踏まないと、というようなこともガイドラインの中に入れてあります。

また不妊去勢手術の問題についても触れています。ペットが多頭飼育になるのは不妊去勢手術をしないで交配して増えていってしまうというのが最大の理由なのですが、予防策として必要なのは言うまでもないのですが、既に数十頭が多頭状態になっていてもお手上げだと思わないで、次々と繁殖するのを放置することなく手術していくというのが喫緊の対応になると、そういうこともガイドラインの中では触れています。

ただ、手術しなさいと言っても、飼い主が手術をしない。不妊去勢手術の未実施理由としては、飼い主にお金がないということが多いのです。これまで犬や猫の不妊去勢手術をしたがらない人というのは、何か我流の動物愛護の意識を持っているとか、自分の主義主張で言うことを聞かないという、わからず屋、変わった人というふうに言われることが多かったと思うのですが、実際に見てみるとお金がない。でも、お金がないから手術ができないというのは悔しくて言い出せない人たちが多いかもしれないというのが見えてきたのです。そうなってくると何とか費用の捻出をどうするかという話になるのです。一刻も早い段階ならば、手術のコストは少なく済むのだけれどもというのが難しい課題でした。次のスライドでご説明する通り、書きこむのが難しかった要素です。

また、動物を引取ったあとの取扱いとか飼育場所についても悩ましいところがありました。保健所が引取って殺処分するかもと聞けば、飼い主が動物を手放しません。劣悪な飼育状態が続くわけです。全て譲渡します、新しい飼い主さん見つけますからと約束すれば、引取った行政側かボランティア側かが疲弊していくことになります。これをどうするかというのはケースバイケースになってくるのですが、ケースバイケースって問題が発生してからみんなで話し合おうとしても大抵の場合上手くいかないのです。関係者の平時のコミュニケーションと信頼関係があってこそだなと思います。多頭飼育問題に限らず、これだけ動物行政が大きくなってきた中では、実は自治体ごとに動物愛護管理行政に関わる多様な関係者が集まる定期的な議論の場、審議会であったり懇談会であったり形は何でもよいのですけれども、その自治体の方針を話し合っていくような場が必要なのではないかとちょっと思っています。

いずれにせよこういう悩ましい課題を抱えながら、いよいよガイドラインの執筆という段階に入ったのですが、この時にも葛藤がありました。全国を見渡して政策を論じることは本当に難しいのです。現場の問題に気がつかなかったわけではない、無視していたわけではないのですが、こういう課題がある、こうすべきであると書きにくいのです。書けば書いたで、押しつけがましいと言われます。書かなかつたら、踏み込みが甘いとか逃げていると言われるわけですね。そして、どうしても自治体によって、地域によって体制が

異なる中で書けないことも多かったです。そもそも動物行政の所属部門が自治体によって違う。それから保健所、動物愛護管理センターの設置状況とか業務の役割分担が違う。自治体の面積が違う。支所間の距離が違う。住民のカラーも都会的で個人主義なのか農村的な繋がりがあるのか。また、動物救護をしてきているボランティア団体さん、そして譲渡活動をしてくれるボランティアの数も都市部と農村部では違います。さらに地元の獣医師会がこういった社会問題に積極的に関わってくるか否かでも違いますし、社会福祉部門との関係も違います。実は動物行政というのは元々都道府県とか政令市等で行われていますが、福祉政策は一般の小さな身近な市区町村が主役なのですね。そうすると都道府県の動物行政から見ると、社会福祉との連携といった場合には政策の系列が違うだけではなくて別の自治体との連携になる。それに比べて政令市や中核市ですと同僚の市役所の職員という形になってくるのですが、逆に動物愛護管理センターに業務を全部任せている市であったりすると、今さら福祉とは距離があり、陸の孤島のようなところにセンターがあったりするという状況で、各自治体の強み弱みを前提に個々でカスタマイズしてもらわざるを得ないと、そういう状況でありました。

それでもそのカスタマイズのためにこそ、ガイドライン公表時に厚生労働省と環境省が連名で通知を出し、都道府県から一般市区町村へ、そして外部の社会福祉協議会や福祉事業者にも周知をして、連携をしてほしいというお願いをしたのです。これがその通知の鑑文なのですが、宛先と発出者がすごい数です。厚生労働省の8つの課が出して、これは大事な課題だと示してくれた、そういう経緯がありました。

if というのは禁物と言われますが、もしガイドラインが、このガイドラインの冊子と策定プロセスと通知がなかったら今頃どうであったか。放っておいても高齢者世帯は加速度的に増える、そして格差社会・孤立社会・ストレス社会というのは今後10年で解決していくとは私にはあまり思えません。ガイドラインがなければ厚生労働省の通知もありません。動物行政の担当者のみが関わる状況のまま、福祉関係者が協力してくれても散発的、飼い主の説得も進まず対応は後手になりがちです。検討会の議論もデータもない、動物愛護団体からは福祉とかそういう話も出てこないの、虐待だ、所有権を剥奪すべきだ、告発すべきだという署名活動が全国で増えていく。こうなったら、もしかしたら動物愛護管理法で所有権剥奪という議論が炎上するかもしれません。しかし自治体による（所有権剥奪の）運用は恐らく不可能で、大混乱になるのではないかと思います。と言うのは、実は所有権というのは、誰もが知っているフランス革命の人権宣言で神聖不可侵の人権であると位置づけられているくらい大切な法学上の概念となっています。多頭飼育者から（動物の所有権の）剥奪という言い方をしようものなら、人権擁護の観点から反撃を受ける。首長も議会も動けないだろうと思います。結局支援しなさいとか指導しなさいというだけになってしまう。（対応が）先送りされるので、多数の動物の死体を含む劣悪な多頭飼育事例が増える、そして必死になった保護団体が、今から数年くらいして今以上に本当に深刻な多頭飼育崩壊を起こすことになっていくかもしれません。こうしたことからこの冊子、プロ

セス、通知の位置づけをみなさんに少しご理解いただけたらと思っております。

最後に策定後、みなさんからいただいた批判、お叱りのお声を受け止めて、それに対する個人的な見解をお伝えしていきたいと思っております。まず、全国の動物愛護行政の担当者さんからこういうお声が出ているというのは最初のスライド資料にも載せていたところですが、ボランティアが動物のことしか考えていないと言うけれど、ボランティア団体と正面から向き合って説得、説明しましたかと。逆にそういうことをすごく一生懸命頑張っている自治体さんの話を聞くと、その結果、やっぱり連携できるようになったと聞きます。また、そうやってボランティアさんと向き合う時に、そもそも行政組織としての活動方針を単に職場で愚痴をこぼすのではなくて、明示的に議論をして、かつ本庁で書類を作っているだけではなくて職員全体で共有しているか、ここも問われてくると思っております。時代と共に地方議会議員さんや他の事務職とかの職員、あるいは社会の価値観も不断に変わっていく中で、獣医師職としてはこれが絶対！なんて思いこんでいることはないだろうかというのも振り返っていただきたいのです。

そして、多機関連携というのは本当に大変です。時間も精神的な負担もかかると思っております。でもやらなければ結局何も変わらないか、担当者が1人で悩み続けるだけになる。私は行政学という研究分野なので、やはり公務員さんこそ1番信頼している方々です。本当に日々お疲れさまとそんな風に思っておりますが、そこで各自治体でまず多職種の勉強会から1歩進めていただきたい。この多職種連携に向けた勉強会というのは、公務員としての視野を広げる契機になると思っております。また市区町村と連携する最初のキッカケにもなると思っております。市区町村さんには近隣トラブルであるとか災害時の同行避難とか、いろいろな動物行政をこれから先担っていってもらわなければなりませんので、そのためのキッカケとしてもぜひ研修会からと思っております。

それから動物愛護のボランティアさんたち、やっぱり行政側に言いたいことが多数というところだと思いますけれども、みなさん、行政の活動原理をどのくらい理解できているでしょうか。行政はこれだからダメだとおっしゃいますが、そこには首長、知事とか市長さんとか、それから議会、議会にもいろいろな会派があつて、行政部局にも総務部門、財政部門等があつて、予算や意思決定の流れというのがあるのですね。「行政は」と言って目の前の担当者を見てギリギリしても、具体的な業務を担うのは実は力弱い1人の公務員でしかないということに気づいていただきたいのです。また私たち誰でも行政の様々な施策に支えられて暮らしています。道路を安全に歩けるのも、交通手段等がいろいろあるのも学校教育も全部行政のお陰なので、あまり行政を一枚岩に非難しないでいただけたらと思っております。

福祉関係者が変わっていないと言われた時も、うーむと思うところがあります。というのは、お互いさまというか鏡のような関係ではないでしょうか。動物関係者で介護保険の仕組みとか福祉関係者の苦労というのをよくわかっている人は決して多くはないと思うのですよね。動物ボランティアさんたちはお互いに励ましあつて支えあつてすごく現場で頑

張ってくださっているのですが、もしご自身が認知症になったり寝たきりになったり家族の引きこもりが起きた時に、実は助けてくれるのは福祉関係者です。その人たちのことを知っておいて損はないのではないかなと私は思っています。

費用の件は、私もずっと悩ましく思っているところです。これは本当にボランティアさんたちが苦勞しているなと思うから、せめてものと思ってあちこちとにかく寄付をしているという感じなのですが、しかし動物を救護するというような論点ですとなかなか行政が動き出せないのですが、地域社会の課題なのだというように、一番身近な市区町村が認知してくれると状況が好転するという事例をいくつか見聞きしているところです。例えば補助金をつけてくれるというところから始まって、例えば市役所で譲渡会をさせてくれるとか、あるいは地域の自治会長さんのところにボランティアが行く時に同行してくれるとかそういう連携が始まっているという事例をいくつか聞いているところです。

また、行政職員ごとに温度差がある。これは本当にその通りだと思います。このことは、実は行政職員同士が一番わかっているのではないかと思います。ボランティアさんたちにお伝えしたいのは、たまたまどうも今ひとつという担当者が来た時に、派手に喧嘩別れしない方がよいということです。そうしてしまうとレッテル貼りをされてしまって、そのあとリベンジできなくなるので、そういう時には忍耐して、他のよいネットワークを探していただきたい。

そして、それでもボランティアは周りに感謝するというような心意気が肝心なのではないかと思っています。すごく苦勞が多いのはわかるのですが、自分たちばかりやらされているという気持ちになっている時は、実は活動を見直すサインとも言えるかもしれません。これはなんとなく冷たいと思われるかもしれませんが、私自身がボランティア活動をして、「あの時、行政側と喧嘩しなければよかった」とか「あの時、何でああいう無理をしてみたのだろう」とあとになって深く反省しているところから、こんなことをお伝えさせていただきました。みなさんが潰れてはダメなのです。自分を追い詰めるのではなくて、周りに明るい笑顔を振りまけるように心がけていただけたら、みなさんのために動き出す行政職員がいるだろうと思います。

そしてアニマルホーダーは所有権剥奪、飼育禁止命令というお声に対しては、抜本的な法制度の改正は可能か、おそらく厳しいだろうとお伝えしたい。このまま動物愛護管理法改正、あるいはその施行が済むまで制度改正を待っているとしたら、その間に高齢化、孤立、格差も進むと思います。また多頭飼育問題の先送りや大量発生も出てくると思います。むしろ早期発見で問題の萌芽を察知する方が犠牲が少ないのではないかと思いますと、予防と早期発見、地域の課題としての重要性を訴えるガイドラインの方向性にご理解をいただきたいと思っております。

最後に、終わりにと題して締めくくりのご挨拶をさせていただければと思います。様々な嘆きや不満が吐露されるということは、これが難しい課題であるからこそだと思います。しかし嘆きや不満の数だけ、この問題に向き合う人々がいるということでもあると思うの

です。これまで特定の人だけが悩んできたものが、多くの人が見るようになってきたから、こういった不満の声が出る。そうであるならば一定の時間はかかるにせよ、共通認識の構築を目指していく、それが大事ではないかと思っています。そうしたことから今般、この右側の写真のような本を公刊させていただきました。そして多機関多職種連携に関しては、異なる立場に理解を示す人こそが周囲の信頼と協力を得て、最初は妥協しても最終的には大きな成果を得ていくものなのではないかというように考えています。自分の考え方を変えられないという人は、世界的な権力者であっても周囲から孤立するということを今私たちは日々ニュースで見ているわけです。それであるならば、日本国内で誰かのため、動物のためと頑張っている人たちは基本的に心優しい人たちのはずです。そこが不信感とかいがみ合いがあってはやはりもったいないと思っています。あえて逆の発想を持って、異なる立場の人々に理解を示して、現場での連携が進んでいくことを願っております。

全国で多頭飼育問題に向き合ってくださっている方々への心からの敬意を表して、私からの報告はこれで閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。